

## さいたま市歩道橋ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市広告掲載要綱（平成18年7月4日市長決裁）第3条の規定に基づき、歩道橋に通称名を命名する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を企業に売却し、それにより得られる収入を歩道橋の維持管理費に充当する事業（以下「歩道橋ネーミングライツ事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 歩道橋ネーミングライツ事業は、さいたま市が管理する歩道橋のうち、別に定める対象歩道橋について実施する。

### (規格)

第3条 歩道橋に標示する通称名は、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を満たすものとする。

### (資格)

第4条 歩道橋ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、市とネーミングライツの契約を締結する企業（以下、「パートナー」という。）は、さいたま市広告掲載基準を満たすものとする。

### (募集方法)

第5条 パートナーの募集は、別に定める募集要項に基づき、原則として公募により行うものとする。

### (選定)

第6条 パートナーは、別に定めるさいたま市歩道橋ネーミングライツ審査委員会（以下、「審査会」という。）において、契約料、契約期間、通称名等必要な事項を審査した上で決定する。

### (契約)

第7条 審査会において決定されたパートナーは、別に定める契約書により市と契約を締結する。

### (契約期間)

第8条 歩道橋ネーミングライツ事業の契約期間は、概ね3年以上とする。ただし、市及びパートナーとの協議によりこれを変更又は更新できる。

### (契約料)

第9条 契約料は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

2 パートナーは、市が指定する期日までに契約料を納付するものとする。

### (契約料の不還付)

第10条 納入された契約料は、原則還付しない。ただし、特別の理由があると認められる場合は契約料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。